

別 紙

函館港暫定マリーナ施設管理運營業務処理要領

函館市弁天町20番185ほかに所在する函館港暫定マリーナ施設（以下「暫定マリーナ」という。）の借受者は、管理運營業務をこの要領により処理するものとする。

1 施設の概要

- (1) 名 称 函館港暫定マリーナ施設
- (2) 所 在 地 函館市弁天町20番185ほか13筆
- (3) 施設の内容
 - 駐車場 2, 916 m²
 - 通路 712 m²
 - 斜路・メンテナンスヤード 2, 270 m²
 - 陸揚場 868 m²
 - ボートヤード 2, 018 m²
 - 浮棧橋(標識灯等の附属設備含む) 7基
 - フェンス 529 m
 - 門扉(歩行者用・車両用) 各2基
 - 照明灯 3基
 - 給水設備 一式
 - 許可水域 15, 853 m²

2 管理運營業務

暫定マリーナを適正に使用できるように、施設および設備の機能を維持するとともに、効率的な事務処理を行うなど、暫定マリーナ施設を円滑に管理するために必要な業務を行うものとする。

(1) 暫定マリーナの管理運営に関すること

暫定マリーナの管理運営にあたっては、借受者は、覚書および貸付契約ならびに各港湾施設等の使用許可等に基づき、以下により管理運営を行うこと。

ア 職員の配置及び研修等に関すること

- (ア) 従業員の勤務形態は、暫定マリーナの管理運営に支障がないよう定めること。
- (イ) 従業員に対し、暫定マリーナの管理運営に必要な研修を実施すること。
- (ウ) 従業員は、安全に作業を行うことができる服装を着用し、所

定の位置にスタッフカード等を付け身分を明らかにすること。

- イ 除雪に関すること
冬期間，船舶等の係留・保管等に支障のないよう積雪の状況に応じ適切な除雪作業を行うこと。
 - ウ 清掃に関すること
暫定マリーナ内については，保管，利用状況を確認のうえ適切な清掃を行うこと。
 - エ 警備，巡回等に関すること
暫定マリーナ内については，保管，利用状況を確認のうえ適切な警備，巡回等を行うこと。
- (2) 暫定マリーナおよび附属施設の維持管理に関すること
暫定マリーナの施設，設備等を適正に維持するため，施設を随時点検するとともに，船舶の係留・保管等の利用等に支障のないよう維持管理に努めるものとする。
- ア 施設・設備に係る修繕(経年劣化以外の場合)
1件あたり50万円未満の小規模な修繕は借受者が行うものとし，1件あたり50万円以上の大規模な修繕は市が行うものとする。
 - イ 施設・設備に係る点検
 - (ア) 日常点検
暫定マリーナについて，1日2回以上，目視による点検を行い，異常の有無について確認すること。
 - (イ) 定期点検
浮棧橋については，ヤマハ発動機株式会社が策定した，「函館マリーナ浮棧橋維持管理計画書(簡易版)」および社団法人日本マリーナ・ビーチ協会係留施設研究委員会が策定した，「プレジャーボート用浮棧橋維持管理技術マニュアル」に基づき，定期点検を行うこと。
 - ウ 施設賠償
ユーザーに対し，マリーナ施設を損傷した場合に適用される船舶を対象とした賠償責任保険の加入を義務付けること。
 - エ その他
暫定マリーナの施設・設備等を適正に維持するため，マリーナ内の利用状況等に応じ必要と判断される作業については適切に実施すること。
- (3) その他の業務に関すること
- ア 災害時，事故発生時の対応
 - (ア) 緊急時対策，防犯・防災対策についてのマニュアルを作成し，従業員に対し，指導を行うこと。

- (イ) 災害による被害状況，事故発生時の状況の確認および関係機関への連絡
- イ 市に提出する書類の作成等庶務経理業務
 - (ア) 次年度の業務計画書および収支予算書の作成
 - (イ) 各年度の業務報告書および収支決算書の作成
 - (ウ) 市との連絡調整
 - (エ) 借受期間終了後にあたっての引継
 - (オ) その他必要な業務